

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

町田都市計画特別用途地区 教育環境整備地区

2 理 由

公共公益施設の再編（複合化）にあたっては、「町田市都市づくりのマスタープラン」（２０２２年３月）において、周辺住宅地への影響に充分配慮しながら、必要に応じて特別用途地区の指定について検討するとしている。

さらに、「町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策」（２０２２年３月）では、学校施設等の再編に伴い、地域の実情等に応じて、周辺住宅地への影響に充分配慮しながら、特定の建築物の用途等を規制緩和及び規制強化することが必要な区域について「教育環境整備地区」を指定するとしている。

あわせて、「町田市新たな学校づくり推進計画」（２０２１年５月）では、学校の機能別に室数、面積、配置等の新たな学校づくりに求める機能をまとめるとともに、地域開放・複合化への対応等に関する整備方針を示している。この中で、２０２３年３月に地区別の具体的な計画である、「新たな学校づくり基本計画・建設基本計画」を策定した鶴川東地区小学校、本町田地区小学校、南成瀬地区小学校、鶴川西地区小学校及び南第一小学校地区の計５校は、より多くの方々に文化やスポーツ等の活動の場（例：集会場）として活用してもらえる施設環境を整えることで、地域の方にも愛着を持ってもらえるような開かれた学校を目指すため、特定の建築物の用途を規制緩和することが必要な地区となっている。

これらを踏まえ、上記５校の計画の具体化に合わせ、学校施設の有効活用や他の機能との複合化・多機能化により、学習環境の向上のほか、多様な人々が交流し活動する場を創出し、愛着ある地域拠点施設を整備するため、市内の約９．０ヘクタールの区域において、教育環境整備地区を変更する。